

障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす岩手の会会報

2009年4月8日発行 No. 1

連絡先 城内美德(019-653-2515) きょうされん岩手支部(高橋 0197-26-4682)

障害者の生存権を奪う「応益負担」は憲法違反

「岩手の会」140人の参加で結成!



結成集会には140人が参加(市総合福祉センター)

3月29日、「障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす岩手の会」の結成集会が盛岡市・総合福祉センターで開催され、約140人の障害者、関係団体、市民が参加しました。

昨年10月、障害者自立支援法の「応益負担」は憲法が保障する生存権に違反するとして全国いっせいに8地域、29人が国や自治体を相手取って提訴。岩手県内でも奥州市の佐々木さん、盛岡市の藤澤さんが提訴を決意したこともあり、2人のたたかいを支援していこうと、障害者団体、関係者有志が呼びかけ人となり、支援組織の結成準備を昨年末から進めてきました。当日は、はじめに準備会を代表して北館賢代表世話人が「障害者自立支援法は自立を阻害する法律。応益負担は廃止を!」と主催者挨拶。

日本障害者協議会常務理事の藤井克徳氏(きょうされん常務理事)が記念講演。「障害とは何か」「ノーマライゼーション」の基本を踏まえながら、障害を自己責任とする「自立支援法」の問題点をわかりやすく述べました。引き続き、結成集会では準備会事務局(城内)が会の申し

きょうされん藤井常務理事が講演

合わせ事項や役員、当面の活動方針を提案し、全体の拍手で承認されました。

その後、佐々木良博弁護士(弁護団)のあいさつに続き原告当事者である佐々木直人氏(奥州市)、藤澤和範氏(盛岡市)が提訴にいたる思いを語りました。特に佐々木弁護士は「この裁判をとおして障害者だけの問題ではなく、今の社会保障のあり方を考える機会にしていきたい」と報告。最後に息子さんの学生無年金障害者訴訟で勝訴(最高裁)した佐々木五郎さんが遠野市から駆けつけ「裁判は長く決意があることだが頑張っ欲しい」と激励しました。最後に世話人の中村優子さんが「集会アピール」を読み上げ集会を終了しました。

当日は用意していた資料がなくなるほどで、障害者当事者の思いや市民の関心の高さが伝わる集会でした。また、この日のために100ヶ所を超える施設・団体に案内状を送り、北館代表世話人と藤澤さんが2日間かけて盛岡近郊の40ヶ所の施設・団体を訪問し、集会の案内と「応益負担」問題での対話を深めました。

なお、当日の会場カンパは約4万5千円、入会金は14万3千円(5団体・59人)となりました。ありがとうございました。

紹介: 岩手の会の役員は以下の通りです。

▽代表世話人 北館賢 ▽世話人 加藤辰男、中村優子、那須勲、田中美智子、下村次弘、近藤有慶、高橋モリコ、佐々木直人、藤澤和範
▽事務局長 城内美德 ▽事務局員 下村次弘、那須勲、田中美智子、高橋モリコ、佐々木直人、藤澤和範

佐々木さん(奥州市)が盛岡地裁に提訴

「親なき後に人間らしい生活ができるのか心配」

提訴後、弁護団と県庁で記者会見

4月1日、自立支援法訴訟の第二次提訴が行われました。原告は弁護団とともに提訴の手続きを終え、午後3時から県政記者クラブで記者会見。これには原告の父佐々木直人氏、佐々木良博弁護士、小笠原基也弁護士、第3次に提訴予定の原告の父藤澤和範氏、北舘賢代表世話人が出席。

はじめに佐々木弁護士が訴訟の内容について、その請求の趣旨が①負担処分の取り消し訴訟②負担免除または100%給付義務付け訴訟③将来にわたって負担義務なきことの地位確認訴訟④今までの利用者負担額総額と慰謝料の請求であることを説明。そして障害のある人が真に人間としての尊厳を保障され、自己実現を図ることのできる社会を取り戻すこと、そのために応益負担を速やかに廃止することが今回の訴訟の目的であることを強調しました。また、「自立支援法の下での『応益負担』は障害を自己責任としており、この考え方が生存権や障害者福祉の理念に反しているのは明らか」と指摘しました。また、原告の佐々木氏、提訴予定の藤澤氏も応益負担の不当性を訴えました。提訴した佐々木氏は「このような制度の下で息子が親亡き後に人間らしい生活ができるのか心配だ」と強調、同席した藤澤氏も「自立支援法のような制度では障害者は安心して生活できない。憲法の理念にたった社会保障にしてほしい」と訴えました。なお、藤澤氏は盛岡市が応益負担の「免除申請」に対して「応答せず」という回答、つまり「処分決定」が出ていないため、提訴は第3次となります。この日、全国10ヶ所で28人が第2次提訴に踏み切りました。

会としては、今後の裁判傍聴や会員拡大など支援を強めていきましょう。



記者会見する原告、弁護団（4月1日、岩手県庁内で）

「応益負担」を「応能負担」に読みかえ？

政府は3月31日に自立支援法改正案を国会に上程しました。多くのマスコミは内容を検討することなく、「応能負担」に変えたかのような報道をしています。しかし、実際はこれまでの軽減措置の延長であり、改正案も「1割の額」という表現を残しています。これでは単なる看板の架け替えであり、姑息なやり方といえます。(J)

現在の会員数

続々と入会申し込みが事務局に来ています。ありがとうございます。
会員数 6団体 65人(4/6現在)

お知らせ

きょうされんのHPで全国の動きを見ることができます。トップページの「障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会」の枠をクリックして下さい。